

平成29年1月1日施行

改正 育児・介護休業法、男女雇用機会均等法

個別相談会（無料）のご案内

- 育児休業・介護休業の申出ができる有期契約労働者の要件が緩和されたほか、介護休業の分割取得や子の看護休暇・介護休暇の半日取得ができるようになるなど法律に定める制度が拡充されました。
- 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い（いわゆるマタハラ・パタハラ）を防止する措置を講じることが事業主に新たに義務付けられました。

【相談内容】

就業規則への規定の作成方法について

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止対策について

その他 育児や介護をしている労働者の雇用管理について

お気軽にご相談ください ♪

★ 日時 平成28年11月10日（木）
11月24日（木）
12月19日（月）

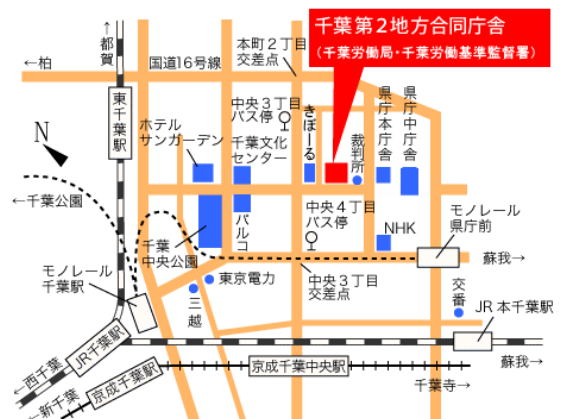
① 9:30～ ② 10:30～
③ 13:30～ ④ 14:30～
⑤ 15:30～

上記日程以外にも、随時、電話来局等による相談をお受けしますので、下記あてお問い合わせ下さい。

★ 場所 千葉第2地方合同庁舎（千葉労働局）
1階共用会議室（雇用環境均等室となり）
千葉市中央区中央4-11-1

★ お申込み【予約制】

事前に、裏面の申込書をFAXにて送付してください。
申込書には、ご希望の日時を第3希望までご記入ください。



（お問い合わせ先）千葉労働局雇用環境・均等室

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1第2地方合同庁舎1F

TEL 043-221-2307

FAX 043-221-2308

